

植物防疫所

植物防疫情報

No. 56

発行年月：令和7年3月
無断転載禁止
ISSN 2186-1625

発行所 農林水産省 門司植物防疫所
〒801-0841 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10
門司港湾合同庁舎内 TEL:093-321-2601



<https://www.maff.go.jp/pps/index.html>

植物防疫所

検索



公式キャラクター
びーきゅん



隔離検疫制度の概要と現状について

世界各国で開発された新規品種や経済性の高い品種を導入することは、農業生産性を向上させる有効な方法の一つであり、また、多様化する消費者ニーズに対応した品種を導入することは、生産地の活性化にも繋がります。そのため、日本では、多種類の種苗類が盛んに輸入されています。

果樹、球根、イモ類などを増殖する際は、一般的に接ぎ木、挿し木、植物体の一部を植える方法をとります。これらの増殖法は、親株と同一の形質を継承できる利点がある一方、増殖に使用する親株がウイルスなどに感染していた場合、後代に永続的に感染を広げる可能性があるため、健全な親株を入手することがとても重要です。

一方で、ウイルスなどは感染していても症状を示さないことがあり、さらに果樹、球根、イモ類などは、葉が無い状態で輸入される場合も多いことから、輸入時の検査のみでウイルスなどの感染の有無を判断することは困難です。

このことから、海外から輸入される植物のうち、園芸生産上重要な果樹苗木・穂木、花き球根類、イモ類などは、輸入港での一次検査の後、生産ほ場から隔離された施設で一定期間栽培（隔離栽培）し、ウイルスなどの検査を行います。

隔離栽培検査

隔離栽培期間中にウイルスなどの病原体を対象に以下の検査を行います。

(1) 病徴観察

隔離栽培中の植物を日々観察し、ウイルスなどによって現れる植物の症状を検査します。ウイルスなどによる病徴は、種類によっては特徴的な症状が現れる場合もありますが、植物の種類・品種、生育条件などが異なると症状が現れない場合もあるため、以下の複数の手法を用います。

(2) 生物検定

輸入された植物体の一部または汁液を、症状が現れやすい植物（検定植物）に接ぎ木（接ぎ検定）や汁液接種を行い病徴を観察します。なお、検定植物により症状の現れやすいウイルスなどの種類が異なるため、複数の検定植物を用いて検定する場合があります。

(3) 精密検定

ウイルス粒子を直接見る電子顕微鏡観察やELISAに代表される抗血清を用いた検定法、PCR法に代表される遺伝子診断法など複数手法

を用いて検定を行います。現在、遺伝子診断が主流となってきており、ウイルスなどの研究者が開発した手法を用いるほか、植物防疫所で開発した方法も検定に導入されています。

最近の隔離対象植物の輸入状況

隔離栽培検査数量は、令和2年まで年間約2,000～2,500本で推移していました。近年は、ワインブームによる醸造用ブドウ苗の需要拡大、植物防疫所の指定を受けた民間施設での隔離栽培が可能となったことに伴い、令和3年以降ブドウ属の検査数量が飛躍的に増加しています（図）。

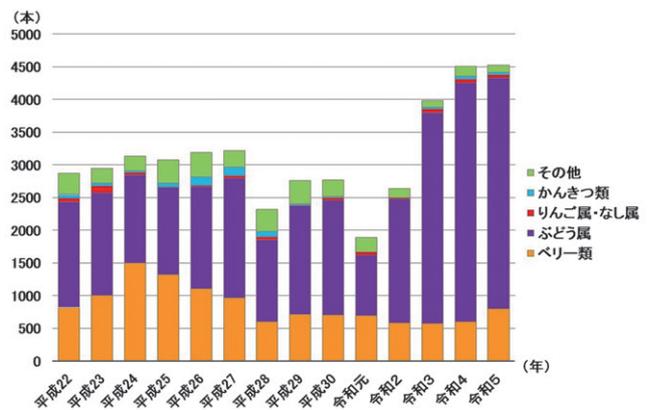
令和5年には、約4,500本となり、その内ブドウ属が全体数量の7割を占める状況になっています。

なお、隔離対象植物を栽培する温室のスペースや検定植物の数には限りがあるため、輸入前に輸入予定本数の調整をお願いすることがあります。

隔離対象植物を輸入される方へのお願い

輸入を検討される際は、輸入予定の2か月以上前に横浜植物防疫所業務部生物検定担当（つくばほ場）まで、ブドウ属植物については横浜植物防疫所札幌支所、つくばほ場、神戸植物防疫所業務部生物検定担当（伊川谷圃場）のいずれかにご連絡ください（※）。

隔離検疫は、長期の検査期間を要しますが、病害虫の侵入を防ぐため、ご理解とご協力をお願いします。



最近の隔離対象植物の輸入状況

(※) 隔離検疫についてのお問合せ先

https://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/import/isyubyou/#kakuri_6





アリモドキゾウムシの緊急防除が終了しました

1 はじめに

アリモドキゾウムシ (*Cylas formicarius*) (以下「本虫」という。)は、サツマイモなどの農作物に甚大な被害を及ぼす重要害虫です。本虫は諸外国だけでなく、日本の琉球諸島、奄美群島、小笠原諸島などの亜熱帯地域にも分布しており、分布している地域からアサガオ属、サツマイモ属、ヒルガオ属などの寄主植物の移動を規制しています。

令和4年10月、静岡県浜松市の農産物直売所で販売されていたサツマイモや生産ほ場において本虫が確認されたため、令和5年3月19日からサツマイモなど寄主植物の作付け及び移動の禁止、寄主植物の除去などの緊急防除を浜松市の一部地域において行ってきました。

2 緊急防除の概要

本虫の緊急防除は寄主植物を除去し、繁殖させないことが重要です。そのため、法令による作付け禁止措置に加え、生産ほ場の再生サツマイモ、生産残渣(収穫後のイモ蔓や売り物にならないイモ)、空き地に繁茂するノアサガオ及び野良生えのサツマイモなどの探索と除去を徹底して行いました。



再生したサツマイモの除去作業

また、緊急防除の実施には地域住民の理解と協力が不可欠です。このため静岡県と協力して、①

シンポジウム開催による過去の緊急防除の事例紹介や緊急防除の状況説明、②チラシの全戸配布、③生産残渣の投棄防止のための注意看板の設置、④SNSによる外国人向け広報などを行いました。

3 緊急防除の終了

発生状況を確認するために行っていたフェロモントラップ調査と寄主植物調査の結果、本虫の最後の発見となった令和5年11月から令和6年11月上旬までの長期間に渡り本虫は確認されませんでした。



フェロモントラップ調査

これを受け、令和6年11月12日の専門家を交えた対策検討会議において本虫の緊急防除終了が妥当とされ、令和6年



寄主植物の調査

11月27日に緊急防除は終了し、作付け及び移動の禁止が解除されました。

4 おわりに

今後は、本虫が再侵入した場合の早期発見に資するためフェロモントラップ調査が継続されるほか、疑わしい虫が見つかった場合、早期に情報提供をいただくよう生産者や地域住民に対する広報を徹底することとしています。

近年はフリマアプリや通販サイトなどの利用により植物の入手が簡単になり、これらの植物を介した病害虫のまん延リスクが高まっています。本虫の発生地域からサツマイモなどの寄主植物を持ち込まないように、まん延防止にご協力をお願いします。

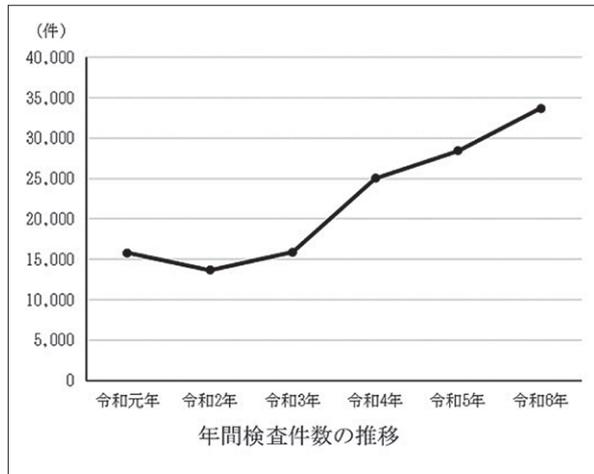


成田国際空港における植物検疫の柔軟な対応（物流企業との連携など）

1 成田国際空港における近年の輸出検疫状況

令和2年4月に「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」が施行されて以来、農林水産物及び食品の輸出額は年々増加しており、成田空港から輸出される航空貨物も著しく増加しています。成田空港では、海産物と共に付け合わせに使用される大葉、食用菊などの鮮度を要求されるものが主に輸出されています。

成田空港を所管する成田支所の令和6年の検査件数は、令和5年から約20%増加しており、3万件を超える検査を行いました。特に、多くの農産物が旬を迎える8月は令和5年と比較して、検査件数が30%増加しました。また、成田空港での検査件数は主要な国際空港での検査件数の約45%（令和6年）を占めています。



2 成田市場での検査

国家戦略特区の指定を受けている成田市は、成田市公設地方卸売市場（成田市場）の輸出拠点化プロジェクトを掲げています。成田市場を利用することで集荷から輸出までの手続をワンストップで完結できるため、より新鮮な状態での輸出が可能になりました。成田支所では成田市場でも検査を行うことで、農林水産物の輸出の迅速化へ協力しています。加えて、令和6年10月に成田市場内の物流企業が植物防疫法による登録検査機関として登録されたことにより、更に輸出手続及び検

査の時間短縮が進むことが期待されています。

また、近隣の農産物を海上コンテナで輸出するために成田市場で検査を行う試みも始まっています。

成田支所では登録検査機関と連携することで、増加する検査に柔軟に対応しています。

3 円滑な輸出のためのお願い

輸出検査は相手国が求める条件に従って行う必要があります。輸出される方自らが事前に相手国



成田市公設地方卸売市場

の条件を確認していただき、その情報を基に計画的に輸出を行うことが重要となります。各国の条件は、その国の植物検疫機関がそれぞれホームページ上で公開しており、植物防疫所のホームページからもアクセスすることができます。（※）農産物を輸出する際は条件を確認し、必要な書類がある場合は取得したうえで、検査の申請をしていただき円滑な輸出検疫にご協力いただきますようお願いいたします。

また、比較的検査の少ない曜日での受検や登録検査機関を利用することもご検討をお願いいたします。

※輸出入条件詳細情報

<https://www.maff.go.jp/pps/j/search/detail.html#yusyutu>





名古屋植物防疫所管内における二国間協議による生果実の輸出について

名古屋植物防疫所は、中部5県と北陸3県を管轄しています。温暖な三重県や静岡県沿岸部では、カンキツ類の栽培が盛んな一方、冷涼な気候で標高の高い長野県や岐阜県では、リンゴ、ブドウ、カキなどの栽培が盛んで、さまざまな果物が生産されていることが特徴です。日本から海外向けに輸出される生果実の中には、相手国との協議のうえで、一定の検疫条件を設定し、その条件を満たしたもののみ輸出可能となる品目があります。そこで今回は、管内で栽培され、設定された検疫条件を満たして輸出される生果実について紹介します。

【ニュージーランド向けウンシュウミカン】

平成11年に輸出が解禁され、日本で唯一、静岡県藤枝市が解禁当初から輸出に取り組んでいます。今シーズンは約27トンが輸出されました。検疫条件は、栽培期間中のミバエ類を対象としたトラップ調査などです。

【タイ向けカンキツ類】

平成19年に輸出が解禁され、三重県が輸出に取り組んでいます。水はけのよい土地を生かし、緩やかな斜面や平らな園地で栽培されていることが特徴です。今シーズンは約19トンが輸出されました。検疫条件は、ミカンバエ (*Bactrocera tsuneonis*) のトラップ調査、栽培地検査、日タイ合同輸出検査などです。

なお、三重県はこれまで3年以上タイ向けに輸出実績があることから、年1回のタイの検査官の査察を受



タイの検査官の査察
(タイ向けカンキツ類)

けることにより、日本の植物防疫官による輸出検査だけで輸出可能となっています。

【オーストラリア向けブドウ】

平成26年に輸出が解禁となって以降、令和6

年から長野県が全国で初めて輸出の取り組みを開始しました。初年は約600kgが輸出されました。検疫条件は、栽培地検査、果実に対する袋掛け、こん包作業時のオウトウショウジョウバエ (*Drosophila suzukii*) を対象としたトラップ調査などです。また、こん包された果実へのブドウネアブラムシ (*Viteus vitifoliae*) に対する特別な消毒処理が要求されています。

【アメリカ合衆国向けカキ】

平成29年に輸出が解禁され、平成30年から岐阜県が輸出に取り組む、今シーズンは約300kgが輸出されました。生産園地がある岐阜県瑞穂市は富有柿の発祥地でもあります。検疫条件は、栽培地検査、選果技術員による選果・こん包などです。

【オーストラリア向けイチゴ】

令和2年に輸出が解禁され、日本で唯一、岐阜県が輸出に取り組んでいます。検疫条件は、生産施設におけるショウジョウバエ類を対象としたトラップ調査、生果実調査及び栽培地検査などです。今シーズンは令和7年2月に14kgが輸出されました。



イチゴの輸出検査

名古屋管内では、これ以外にもタイ向けメロン生果実や台湾向けリンゴなどが輸出されています。海外に生果実を送る際は、輸出先国の検疫条件を満たす必要があります。植物防疫所では、ホームページに各国から入手した検疫条件を掲載(※)していますので、輸出する際の参考としてください。

※輸出関連情報

<https://www.maff.go.jp/pps/j/search/detail.html#yusyutu>





地方農政局「消費者の部屋」での展示

地方農政局は、農林水産省の機関で、食料・農業・農村に関する施策の実施や監視・指導などを行っています。地方農政局内に設置されている「消費者の部屋」は、さまざまな資料類や動画、展示物を通じて、国民の皆様にも農林水産省の主要な施策の理解を深めてもらう場所になっています。植物防疫所では、積極的に各地方農政局の「消費者の部屋」や夏休み親子イベントで植物防疫所の仕事に関する展示を行っています。

各会場では、ポスター掲示や動画の上映、日本への侵入を警戒している害虫の標本や検疫に使用する道具などを展示しており、お持ち帰りいただけるパンフレットやリーフレットも設置していますので、ぜひお立ち寄りください。また、遠くへ行けない方も地方農政局の Web サイトに概要が掲載されているものもありますので、ぜひご覧ください。

- 横浜植物防疫所（農林水産省）
「日本の「農業」と「緑」を守る！
～植物防疫の世界～」 令和5年12月4日～8日



- 名古屋植物防疫所（東海農政局）
「農業と緑を守るために『植物防疫所の仕事』」
令和6年9月20日～10月8日



- 神戸植物防疫所（近畿農政局）
「植物検疫ってなあに」
令和6年7月22日～31日



- 門司植物防疫所（九州農政局）
「その植物持ち込み禁止かも」
令和6年7月31日～8月1日



- 那覇植物防疫事務所（沖縄総合事務局）
「ご存じですか？植物検疫」
令和5年12月25日～令和6年1月12日



展示スケジュールは各地方農政局の HP に掲載（※）されています。

※ 地方農政局一覧

<https://www.maff.go.jp/j/org/outline/dial/kyoku.html>





成田発世界へ発信プロジェクト (NWPP : Narita World Post Project) の紹介

成田空港は41の国・地域(令和6年11月現在)に国際線が就航しており、さまざまな言語を話す多くの外国人が利用しています。

また、令和5年度の成田空港の外国人旅客数は過去最高の1,789万人でしたが、令和6年度はそれを上回るペースで増加しています。

このような状況の中で、植物検疫上の違反品の持込みは後を絶たないため、英語のチラシを挿入したポケットティッシュの配布をメインとして広報活動を続けてきました。しかしながら、従来からの方法では、配布数も限られ、効果の検証もできませんでした。このため、さまざまな言語の旅行者に効率よく植物検疫の情報を伝える方法を検討して実践する「成田発世界へ発信プロジェクト(Narita World Post Project : NWPP)」を立ち上げました。

効率よく多くの人に伝える方法として代表的なものはSNSによる発信です。しかしながら、フォロワーを増やすには頻繁な投稿が不可欠なため、通常の検査業務と並行して発信するのは困難です。更に多言語での投稿は労力も必要です。

そこで、旅客が自らのSNSで、植物検疫の情報を自国語で発信する「旅客自身が発信する広報」の仕組みを考案しました。

この仕組みでは、多言語で効率よく発信することができ、情報が拡散されることも期待できます。

「旅客自身が発信する広報」では、まず、日本への果物などの持込みが禁止されていることを誰にでも分かりやすいイラストで示したポスターを作成しました。そして、空港内のイベントで旅客からよく撮影され、集客力が高く、SNS投稿に結び付くことが期待される植物防疫所公式キャラクター「ピーきゅん」がポスターを持ち、写真を撮った旅客にSNS投稿を呼びかけることにしました。

これにより、令和6年6月から「旅客自身が発信する広報」を実施したところ、ピーきゅんの登

場時間が短く、撮影される回数が限られていたことなどで、旅客のSNS投稿は確認できませんでした。

そこで現在は、SNSで外国人などに人気の店舗を参考に、①第2ターミナル3階の動植物輸出検疫カウンターなどに撮影スポット(ジオラマ)とスタンプコーナーを設置して、ピーきゅんの登場時間の短さをカバーするとともに、②職員がSNSへの投稿を呼びかける際には、ピーきゅんのプロフィールや植物検疫の要点、そしてハッシュタグを記載したカードを手渡すように改善したことから、旅客の投稿が確認されるようになりました。今後も旅客と接しながら、効果的な広報活動となるよう努めて参ります。成田空港でピーきゅんの広報物を見かけた際は、SNSに投稿していただきますようお願いいたします。



撮影スポットとスタンプコーナー
(輸出検疫カウンター)



SNS投稿を呼びかける植物防疫官と
ピーきゅん



植物防疫講座 病害虫同定診断業務の紹介



植物防疫官は、輸出入検査で発見された病害虫をさまざまな資料類を用いて識別し、種類を特定しますが、このことを「同定」といいます。一連の同定、診断の作業をサポートするのが「同定官」です。

今回は、検査官を陰で支える同定官の業務について紹介します。

1 同定官の構成

害虫、病菌、線虫の3つの専門分野に分かれ、全国の植物防疫所で現在38名の同定官が同定診断業務を担っており、ネットワークで繋がっています。横浜植物防疫所及び神戸植物防疫所には、病害虫同定診断を専門に担当するセクションがあります。

2 識別資料の作成

検査官が輸入検査で発見した病害虫を識別するための識別資料（同定指標）は、日本全国同一の資料を使用しています。これは発見された病害虫を同じように識別するためです。この同定指標は、全国の同定官が分担して作成し、また定期的に内容を更新しています。

3 研修の実施

検査官が同定指標を正確に使用できるように、同定官は検査官に対して、同定指標の使い方、識別のポイントなど細部に渡る研修を定期的に行っています。

4 同定指標に情報がない病害虫発見時の対応

同定指標は過去の発見データ及び科学論文などの情報に基づき作成しています。しかしながら、すべての病害虫が網羅できているとは限らず、新たな病害虫が発見される場合もあります。

この場合、検査官は発見した病害虫の種類に応じて、同定官のネットワークを通じて専門分野の同定官に同定を依頼します。

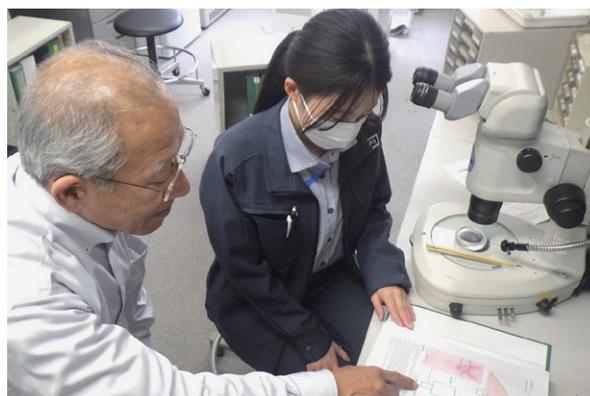
更に、都道府県の病害虫防除所などから、国内で病害虫が発見された場合に同定を依頼されることもあります。同定後は、その結果を速やかに病害虫防除所などへ連絡しています。



細菌培養作業中



研修風景



同定作業のサポート



植物防疫所紹介

門司植物防疫所鹿児島支所八代出張所（熊本県八代市）

八代出張所は、熊本県下（荒尾市を除く。）の5つの指定港・指定飛行場（八代港、熊本港、水俣港、三角港及び熊本空港）を管轄しています。

八代港では、主に穀類・雑品・木材などの本船積み及びコンテナ詰貨物、熊本港では、豆類・雑品などのコンテナ詰貨物の輸入検疫を行っています。

そのほか、中国向け植木、台湾向けナシ穂木・生果実、ウンシュウミカン生果実及びEU諸国向け盆栽などの輸出検疫や種馬鈴しょ検疫、果樹母樹検疫及び侵入調査事業などの国内検疫も行っています。

また、八代港では令和5年からクルーズ船専用ターミナルの供用が開始され、令和6年2月から12月までに32隻のクルーズ船が入港しており、コロナ禍前を超える水準の入港も見込まれています。

熊本空港では、コロナ禍以降、令和5年1月から国際線の仁川便が運航を再開し、同年3月から毎日運航しています。

また、「阿蘇くまもと空港新ターミナルビル

（国内線・国際線一体型）」が同年3月に竣工し、CIQ（税関、入管、検疫）施設内に新たに八代出張所熊本空港分室として開設されました。

令和6年12月末現在、週7社4路線40便が運航し、本年2月3日からは、更に1路線3便の就航が予定され、一層の利用客の増加が見込まれることから、今後も関係各所及び関係機関と連携を図りながら、円滑で適切な検疫業務に万全を期していきます。



「阿蘇くまもと空港新ターミナルビル」

（写真：熊本国際空港株式会社提供）

注目情報

植物防疫所のホームページ (<https://maff.go.jp/pps/>) では、法令改正や輸出入植物検疫に関する最新情報を提供しています。
令和7年3月7日現在

【法令改正関係情報】

- 「オーストラリア産スウィートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデル、マーコット、ミネオラ、グレープフルーツ及びぶどうの生果実に関する植物検疫実施細則」が一部改正されました。（令和7年1月9日）
- 「ベトナム産ヒロセレウス・ウンダーツツ及びヒロセレウス・ウンダーツツとヒロセレウス・コスタリケンシスとの交雑種の生果実に関する植物検疫実施細則」、「ベトナム産カッチュー種のマンゴウの生果実に関する植物検疫実施細則」、「ベトナム産りゅうがんの生果実に関する植物検疫実施細則」及び「ベトナム産ティエウ種のれいしの生果実に関する植物検疫実施細則」が一部改正されました。（令和6年11月26日）

【輸入植物検疫関係情報】

- ガイアナにおけるミカンコバエ種群、パキスタン及びサウジアラビアにおける火傷病菌の発生情報に伴う輸入検疫措置の実施について（令和7年3月5日）
- チリ共和国 Metropolitan 州 Santiago 郡においてチチュウカイミバエの誘殺が確認されたため、Metropolitan 州 Santiago 郡の一部地域及び同郡に隣接する同州 Maipo 郡の一部地域に検疫規制地域が設定されました。（令和7年2月21日）
- チリ共和国 O' Higgins 州 Colchagua 郡においてチチュウカイミバエが根絶されたため検疫規制地域から解除されるとともに、新たに同国 Atacama 州 Copiapó 郡内の一部地域においてチチュウカイミバエの誘殺が確認されたため検疫規制地域が設定されました。（令和7年2月10日）
- チリ共和国 Metropolitan 州 Maipo 郡及び同州 Santiago 郡においてチチュウカイミバエが根絶されたため検疫規制地域から解除されました。（令和7年2月3日）
- 「よくあるご質問（輸入編）」の「2 申請（必要書類等）」を更新しました。（令和7年1月8日）
- 種苗類検査の適切な実施に向けた対応についてを更新しました。（令和6年12月26日）
- チリ共和国 Valparaiso 州 Los Andes 郡においてチチュウカイミバエが根絶されたため、同国 Valparaiso 州 Los Andes 郡及び隣接する San Felipe de Aconcagua 郡が検疫規制地域から解除されました。（令和6年12月25日）
- 種苗類検査の適切な実施に向けた対応についてを更新しました。（令和6年12月20日）
- チリ共和国 Coquimbo 州 Limari 郡においてチチュウカイミバエが根絶されたため検疫規制地域から解除されました。（令和6年12月3日）

【輸出植物検疫関係情報】

- タイ向け生果実登録選果こん包施設一覧（もも・さくらんぼ・ぶどう・なす）を更新しました。（令和7年3月7日）
- 「二国間協議により検疫条件が定められている品目」におけるタイ向けかんきつ類の情報を更新しました。（令和7年2月26日）
- 「輸出条件詳細情報」の「検疫条件一覧表（早見表）（貨物、携帯品、郵便物）」（インドネシア）及びインドネシアの「品目別検疫条件一覧表（貨物、携帯品、郵便物）」を更新しました。（令和7年1月22日）
- 「各国の輸入規制等詳細情報」におけるモルドバの情報を更新しました。（令和7年1月22日）
- 「輸出条件詳細情報」の「検疫条件一覧表（早見表）（貨物、携帯品、郵便物）」（インドネシア）及びインドネシアの「品目別検疫条件一覧表（貨物、携帯品、郵便物）」を更新しました。（令和7年1月22日）
- 「各国の検疫条件」における大韓民国及び中華人民共和国の情報を更新しました。（令和7年1月16日）
- 「各国の検疫条件」におけるモロッコの情報を更新しました。（令和7年1月8日）
- 二国間協議に係る生果実輸出検査実施要領の一部が改正されました。（令和6年12月25日）
- オーストラリアの「品目別検疫条件一覧表（貨物、携帯品、郵便物）」（バラ切り花）を更新しました。（令和6年12月20日）
- 「フィリピン向け日本産いちごの輸出検疫条件の概要」を掲載しました。（令和6年12月15日）
- 「輸出条件詳細情報」の「二国間協議により検疫条件が定められている品目」、「検疫条件一覧表（早見表）（貨物）」及びフィリピンの「品目別検疫条件一覧表（貨物）」を更新しました。（令和6年12月15日）
- 「各国の輸入規制等詳細情報」における欧州連合（EU）の情報を更新しました。（令和6年11月27日）
- 「各国の輸入規制等詳細情報」における台湾及び中国の情報を更新しました。（令和6年11月25日）

【国内植物検疫関係情報】

- 情報誌「植物防疫所 病害虫情報 No.136」を掲載しました。（令和7年1月15日）
- 令和5年3月19日から静岡県浜松市の一部地域において実施されてきたアリモドキゾウムシの緊急防除は、防除措置の結果、同虫が根絶したと判断されたことに伴い、令和6年11月27日付けで「アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令」及び「アリモドキゾウムシの緊急防除に関する告示」が廃止され、これにより緊急防除は終了し、作付けの禁止及び移動の禁止が解除されました。（令和6年11月27日）

【その他のお知らせ】

- 成田国際空港輸入検査予約システム（iP-Quick）が導入されます。（令和7年2月3日）